

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法人名	
----------------------------	-------------	-----	--

別表六の二十七

平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

調整前連結税額超過額の計算						
各連結法人の当期税額 控除可能額の合計額	1	(63の①)	円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(2)のうち少ない金額	3	円
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2			調整前連結税額超過額 (1)－(3)	4	
調整前連結税額超過構成額の明細						
措法第68条の 15の3第1項 各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度	当期税額控除可能額		調整前連結税額超過構成額		
		①		②		
第1号	前期繰越分	・	・	5	総額	円
		・	・	6	特別	
		・	・	7	総額	
		・	・	8	特別	
		・	・	9	総額	
		・	・	10	特別	
		・	・	11	総額	
		・	・	12	特別	
		・	・	13	総額	
	・	・	14	特別		
	・	・	15	総額		
	・	・	16	特別		
	計		17	総額		
			18	特別		
	当期分		19	総額	別表六の二(三)「9」	
			20	特別	別表六の二(三)「16」	
	第2号	前期繰越分	・	・	21	
			・	・	22	
			・	・	23	
・			・	24		
・			・	25		
・			・	26		
計			27	別表六の二(四)「13」		
当期分		28	別表六の二(四)「5」			
第3号	当期分		29	別表六の二(五)「16」		
第4号	前期繰越分	・	・	30	別表六の二(八)「30」	
	当期分			31	別表六の二(八)「31」	
第5号	前期繰越分	・	・	32	別表六の二(八)「25」	
	当期分			33	別表六の二(九)「30」	
第6号	前期繰越分	・	・	34	別表六の二(九)「31」	
	当期分			35	別表六の二(九)「25」	
第7号	前期繰越分	・	・	36	別表六の二(十一)「31」	
		・	・	37	別表六の二(十一)「32」	
		・	・	38	別表六の二(十一)「33」	
	当期分			39	別表六の二(十一)「34」	
第8号	前期繰越分	・	・	40	別表六の二(十一)「26」	
	当期分			41	別表六の二(十三)「31」	
平成24年改正前の第7号	前期繰越分	・	・	42	別表六の二(十三)「32」	
	当期分			43	別表六の二(十三)「26」	
平成23年12月改正前の第4号	前期繰越分	・	・	44	別表六の二(十四)「16」	
		・	・	45	別表六の二(十二)「31」	
		・	・	46	別表六の二(十二)「32」	
	当期分			47	別表六の二(十二)「33」	
平成23年12月改正前の第7号	前期繰越分	・	・	48	別表六の二(十二)「34」	
		・	・	49	別表六の二(十二)「26」	
		・	・	50	別表六の二(七)「30」	
	当期分			51	別表六の二(七)「31」	
震災特例法第25条の2第2項若しくは第3項又は第25条の2第2項若しくは第3項	前期繰越分	・	・	52	別表六の二(七)「25」	
		・	・	53	別表六の二(十)「33」	
		・	・	54	別表六の二(十)「34」	
	当期分			55	別表六の二(十)「28」	
震災特例法第25条の3第1項又は第25条の3の2第1項	当期分			56	別表六の二(十)「48」	
				57	別表六の二(十五)「31」	
合計				58	別表六の二(十五)「32」	
				59	別表六の二(十五)「33」	
		60	別表六の二(十五)「34」			
		61	別表六の二(十五)「26」			
		62	別表六の二(十六)「17」			
		63		(4)		

別表六の二(十七)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成24年改正法附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、平成23年12月改正法附則第80条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）又は平成23年12月改正前の措置法（以下「平成23年12月旧措置法」といいます。）第68条の15の3（平成23年12月旧措置法第68条の12第2項、第3項又は第5項（事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）に係る部分に限ります。）（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「調整前連結税額超過構成額②」の各欄には、「調整前連結税額超過額4」の金額が控除可能期間（措置法第68条の15の3第1項又は平成23年12月旧措置法第68条の15の3第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に措置法第68条の15の3第1項又は平成23年12月旧措置法第68条の15の3第1項に規定する調整前連結税額超過額を構成する金額を記載します。
- 3 「平成24年改正前の第7号」の各欄は、平成24年改正法附則第33条第1項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第68条の14第2項又は第3項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 4 「平成23年12月改正前の第4号」の各欄は、平成23年12月改正法附則第72条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月旧措置法第68条の10第2項又は第3項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 「平成23年12月改正前の第7号」の各欄は、平成23年12月旧措置法第68条の12第2項、第3項又は第5項の規定の適用を受ける場合に記載します。